

行政広報番組

東播磨ふれあいネット

BAN-BANネットワークス111チャンネル

この番組は、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町が共同企画する行政広報番組です。行政からの広報や啓発などをお伝えしています。

10月の内容

- 10月1日～(播磨町) ジョセフ・ヒコ新聞発行 150周年記念特別展
●10月16日～(高砂市) 高砂しあわせ映画祭
○収録場所(稲美町) ゆうゆうライブ

放送時間

Table with 2 columns: Day (月曜日, 火曜日, etc.) and Time (9:00~, 13:00~, etc.)

交通事故の状況

Table with 4 columns: Location (加古川市, 稲美町, 播磨町), Count (件数), Injured (傷者), Fatalities (死者)

犯罪発生の状況

Table with 2 columns: Category (オートバイ盗, 自転車盗, etc.) and Count (件数)

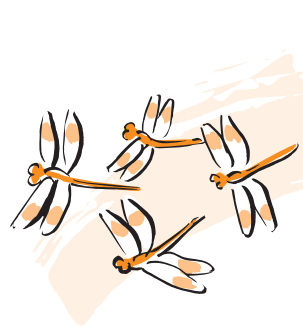
Table with 3 columns: Name (氏名), Age (年齢), Location (町名)

福祉

一般特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証の更新手続き

平成27年1月から、特定疾患の医療費助成の制度が変わります。既に、一般特定疾患及び小児慢性特定疾患の医療受給者証をお持ちの方で、平成27年1月以降の受給者証の交付を希望される方は、更新手続きを行ってください。

▼対象 有効期限が平成26年12月31日までの一般特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、平成27年1月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される



方(小児慢性特定疾患は、平成27年1月1日時点で満20歳未満の方)
▼受付予定期間 10月上旬～12月下旬
▼必要書類 対象者には更新手続きに必要な書類が郵送されます。9月末時点で届いていない場合は、必ず問い合わせ窓口までご連絡ください

心身障害者更生援護補助金の申請
学校に通学、施設に入所、通所、または作業所に通所している次の方に補助金を支給します。必要書類を添えて申請してください。

▼受付期間 必要書類を添えて10月31日(金)までに申請してください。申請書は、福祉グループにあります
▼振込予定日 11月25日(火)
▼申請・問合せ 福祉グループ
☎079(435)2361

Table with 4 columns: Category (種別), Target (対象者), Amount (補助対象額), Documents (必要書類)

救急医療情報キットを備えましょう

町では、自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだときに、本人の医療情報を正確に伝えられるよう、希望者に救急医療情報キットを無料で配布しています。

窓口にて申請(印鑑持参) ※代理申請の場合、委任状が必要です。
(申請書は町ホームページからダウンロードできます)
▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2361



播磨町地域自立支援協議会

なぜ? どうして? 困り事にお答えします 参加者募集

特別支援学校や特別支援学校級ではどんなことを学ぶのか?
何度も同じことを尋ねるのをやめさせるには?
発語がない・しにくい場合はどうすればいい?
性についての伝え方はどうすればいいのか?
障がいのあるお子さんの困りごとに、学校の先生や先輩ママさんがお答えします。

「ワークショップ」参加者募集

播磨町地域自立支援協議会では、障害福祉計画の見直しに伴い多くの方の意見を集約するためにワークショップを開催します。

▼日時 10月10日(金) 午前10時～正午
▼場所 役場3階ABC会議室
▼持ち物 筆記用具、事前配布資料
▼締切日 10月3日(金)
▼申込み・問合せ 播磨町地域自立支援協議会 事務局
☎079(437)3456

10月20日(月)～26日(日) 行政相談週間です

行政相談とは、総務大臣から委嘱を受けた相談委員が、国の行政機関などの仕事について意見や要望、苦情などの相談に応じ、解決、行政運営の改善に努めるもので、播磨町でも次の通り開設しています。

▶日時 毎月第4月曜日(祝日の場合は翌日) 9:30～11:30

▶場所 中央公民館 第3研修室

●巡回行政相談会開催

巡回行政相談会を野添コミセンで開催します。お申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

▶日時 10月20日(月) 9:30～11:30

▶場所 野添コミセン 交流ルーム

▶問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

町有地を売却します

町が所有している土地を一般競争入札により売却します。

入札に参加するには、事前に参加申込の手続きが必要で、その際には、町指定様式のほか各種証明書及び返信用切手(402円分)などの提出が必要です。詳しくは、総務グループで配布する応募要領(町ホームページにも掲載)でご確認ください。

▶応募要領配布開始日 9月29日(月)～8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)

▶参加申込受付期間 10月6日(月)～24日(金) 8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)

▶入札物件 所在地、地目、面積は次の通りです

- 1 播磨町宮西1丁目1206番26 宅地 138.70㎡
2 播磨町北古田1丁目716番1 雑種地 240.09㎡

▶受付場所・問合せ 総務グループ ☎079(435)0357





### 土地の先買い制度

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度とは、県や市町などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

土地を有償譲渡する場合に、土地の所在する市町を經由して知事に届け出なければなりません。

なお、届出は土地を譲渡しようとする日の3週間前までに行ってください。届出をしない、または虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。

届出が必要な面積については、土地の所在によって異なりますが、播磨町の場合は次の通りです。

- ・都市計画施設などの区域内の土地 2百平方メートル以上
  - ・都市計画施設などの区域外で市街化区域内の土地 5千平方メートル以上
- また、地方公共団体などに

対して、土地の買い取りを希望される場合には、申し出る事ができます。申し出については土地の所在する市町へお問い合わせください。

- ▼問合せ 兵庫県都市政策課 078(341)7711 (内線4739)
- 都市計画グループ 079(435)2366

### 土地取引の届出をお忘れなく！

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に町を經由して知事に届け出なければなりません。(国土利用計画法に基づく届出制度)届出が必要な面積については、土地の所在によって異なりますが、播磨町の場合は次の通りです。

- ・市街化区域 2千平方メートル以上
- ・市街化調整区域 5千平方メートル以上
- ▼問合せ 兵庫県都市政策課 078(341)7711 (内線4739)
- 都市計画グループ 079(435)2366



▲加古川市防災センター

**加古川市防災センター**  
**上級救命講習会**  
 固定や止血などの応急手当、搬送法、AEDを使用した心肺蘇生法の講習会です。  
 ▼日時 10月25日(出) 午前9時～午後5時  
 ▼場所 加古川市防災センター  
 ▼対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住または在勤の人  
 ▼定員 先着30人  
 ▼費用 無料  
 ▼申込み・問合せ 10月9日(休)午前9時から、電話で受け付けます  
 加古川市防災センター 079(423)0119  
 ※月曜日、14日(火)、19日(日)は受け付けできません。

### 県警なんでも相談のご利用を

事件事故には至っていないものの、不安や危険を感じていることなどをどこに相談していいかわからず、独りで悩んでいる方はいませんか？

県警なんでも相談にお電話いただければ、担当者がお話を伺い、必要に応じて警察署や他の機関・団体が開設している相談窓口を紹介いたします。通話料はかかりますが、相談は無料で、秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

- ▼相談番号  
 ▼プッシュ回線契約電話、プッシュ式公衆電話、携帯電話、PHSの方 #9110  
 ▼右記以外の回線、072局番及び06局番の一部固定電話、一部のIP電話 078(361)2110  
 ▼県警なんでも相談 078(341)2110  
 ▼県警ホームページ(メール) <http://www.police.pref.hyogo.jp/mail/mail1.htm>

### あいわーくかがわ

事業所の皆さまへ「あいわーくかがわ」への加入事業所を募集しています

「あいわーくかがわ」は、事業所の福利厚生事業をサポートし、各種事業をとおして働く皆さまに給付・助成を行っています

- ▼主な福利厚生事業  
 慶弔共済給付金  
 結婚・出産祝金、死亡弔慰金など7種類の給付金があります
- 余暇活動事業  
 レジャー、スポーツ、宿泊施設やコンサート、観劇チケットのあつせん
- 健康・文化  
 健康診断受診料、インフルエンザ予防接種費用や文化講座受講料の一部を助成します
- その他  
 地元(2市2町)の330店舗以上のお店が会員価格で利用できます
- ▼加入条件 加古川市・高砂市・稲美町・播磨町の事業所に勤務する勤労者とその事業主
- ▼入会金 千円(会員1人につき)

## 自転車の安全利用五則を守ろう

### 道路交通法一部改正(平成25年度12月1日施行)

自転車の通行方法について法改正が行われ、自転車が行ける路側帯が、道路左側に設置された路側帯(進行方向に向かって左側の路側帯)のみとなりました。自転車は、路側帯(歩行者専用路側帯を除く)を通行することができますが、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

### 自転車も交通ルールを守って安全に利用しましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転は禁止
  - ・二人乗りは禁止
  - ・並進は禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・信号を守る
- 5 交差点での一時停止と安全確認  
 子どもはヘルメットを着用



### 高速道路の交通事故防止

高速道路などでは、安全速度を守る、十分な車間距離をとる、割り込みをしない、見運転をしない、路肩走行をしないの「高速運転安全五則」を必ず守ってください。そして、事故や故障でやむを得ず車を停車させた時は、高速道路における『緊急時の3原則』、路上に立たない!車内に残らない!安全な場所に避難する!を実践してください。安全な場所に避難したら、110番で通報してください。

▶通報先 兵庫県警察本部110番

### ▼問合せ

兵庫県警察本部交通安全企画課事故対策係 078(341)7441

あります。もしもの時に備えて、保険の加入をお勧めします。

### ●過去の判例

東京地裁(賠償命令額9266万)  
 自転車道で車道を斜め横断し、対向車線を直進してきた自転車と衝突。相手方に重大な障害が残った。  
 神戸地裁(賠償命令額1239万)  
 自転車信号のない交差点を横断中の歩行者と衝突。歩行者に顔面骨折などの障害を負わせた事故。

### 軽自動車検査協会 軽自動車検査協会の電話番号が変わります

軽三輪・軽四輪の登録・廃車・名義変更などの届け出の窓口である軽自動車検査協会の電話番号が、10月1日から次のように変更されます。

●神戸ナンバー 軽自動車検査協会兵庫事務所  
 (〒651-2145 神戸市西区玉津町居住字孫田67-1)

旧電話番号 (9月30日まで) → 078(927)3648  
 新電話番号(10月1日から) 軽自動車検査協会コールセンター ☎050(3816)1847

●姫路ナンバー 軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所  
 (〒672-8035 姫路市飾磨区中島福路町3313)

旧電話番号 (9月30日まで) → 079(231)4101  
 新電話番号(10月1日から) 軽自動車検査協会コールセンター ☎050(3816)1848

### 播磨町商工会

経営支援セミナー  
**バンバン売れる!!**  
 経営繁盛塾

▼日程・時間 10月22日(水)、29日(水)、11月5日(水)、12日(水) 午後7時～9時30分

▼場所 播磨町商工会 2階会議室

▼問合せ 播磨町商工会 079(435)1630

※商工会のセミナーは、どちらも参加費無料です。先着申し込み順で定員(20人)に達し次第締め切ります。